

政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～

(1) フォローアップ研修について

○ これまでの取組

- ・ 当委員会では、より円滑な政治資金監査が継続的に実施されるよう、平成22年度から、登録時研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講できる「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」を実施してきた。
- ・ 平成26年度以降は、同説明会を「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」とし、それまでの研修内容を引き継いだ「実務向上研修」に加え、登録政治資金監査人が登録時研修と同内容の研修を再度受講することを可能とする「再受講研修」を実施している。
- ・ 第5期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、集合研修の中止や人数制限をせざるを得ないこととなった。当初はその代替措置として新たにリモート研修を臨時に実施したが、その後本格実施することとし、研修期間も拡充した。また、令和4年度からは集合研修も人数制限した上で再開した（詳細については下記のとおり）。
- ・ 実務向上研修の研修受講者数については、各年度1,000人程度（登録時研修修了者全体の2～3割）で推移していた第4期までと比較して減少せざるを得なかったが、令和2年度及び3年度は500人程度（登録時研修修了者数全体の1割）が研修を受講した（表1）。受講経験者の総数（実務向上研修を一度でも受講したことのある登録政治資金監査人の数）は、令和4年8月末現在で2,694人となっており、登録時研修を修了した登録政治資金監査人の半数以上（54.2%）に達している（表2）。なお、実務向上研修の参加者アンケート結果によると、令和3年度までの各年度における受講者の概ね6割が実際に政治資金監査の実務経験を有している（表3）。実務向上研修については、政治資金監査の質の向上を図るため、研修内容の充実に取り組みながら継続的に実施している。
- ・ 具体的には、①リモート研修での受講に配慮した研修資料の見直し（ページを前後することなく順に読み進めていけるよう、レイアウト、解説や図表の掲載順序等を変更）、②各事項の解説で表示する会計帳簿等及び政治資金監査報告書の例について、解説のポイントを明確にするため、図表の表示の一部を省略する等の見直し、③政治資金監査報告書の作成のポイントの解説において、政治資金監査の実施及び政治資金監査報告書の作成において誤りやすい事例を強調して表示、④政治資金監査の結果に応じ、政治資金監査報告書記載例の類型に対応した記載となっているか十分に確認の上、作成に当たる必要がある旨を特に強調して明記、⑤研修資料の

うち演習問題について、毎年度新規の問題を作成し、政治資金監査の質の向上の取組から明らかとなった誤り事例の内容を盛り込むなど、より実践的なものとした。さらに、⑥令和2年度から研修の理解度を自己確認するための小テストを開始した。

- ・ 併せて、フォローアップ研修への参加の促進についても取り組んでおり、すべての登録政治資金監査人に対し研修実施予定を周知している。
- ・ また、フォローアップ研修の日程等を周知する際に、研修未受講者に対し積極的な参加の呼びかけを行ったほか、登録時研修を受講する者に対しては、併せて実務向上研修の受講を呼びかけるなど、参加の促進を図っている。

<各年度における研修実施状況等について>

① 令和2年度

- ・ 令和2年より発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染拡大防止のため、集合研修をすべて中止したが、その代替措置を講じるべく、臨時の措置としてリモート研修方式による研修を実施することとし、令和3年1月から3月に実施した。
- ・ これにより、令和2年度においては、実務向上研修は522人、再受講研修は140人が受講した（表1）。両研修を受講した者の重複を除いた実人数は545人となっている。

② 令和3年度

- ・ 令和3年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合研修をすべて中止したが、「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領」を改正し、リモート研修方式による研修実施にかかる規定の整備を行い、令和4年1月から3月に実施した。
- ・ これにより、令和3年度においては、実務向上研修は510人、再受講研修は185人が受講した（表1）。両研修を受講した者の重複を除いた実人数は538人となっている。

③ 令和4年度

- ・ 令和4年8月末現在、新型コロナウイルス感染防止対策を図った上で集合研修を2回開催し、さらに2回開催予定。
- ・ リモート研修については、各士業の業務の繁忙等に配慮し、令和4年9月から令和5年1月にかけて実施予定。

④ フォローアップ研修の参加者アンケート

- ・ 令和3年度フォローアップ研修の参加者アンケート結果では、集合研修とリモート研修の理解度の比較について、実務向上研修・再受講研修ともに、約2割が「集合研修の方が高い」、約6割が「リモート研修の方が理解度が高い」、約2割が「どちらも同じ」と回答している。
- ・ また実務向上研修の内容について、「とても参考になった(理解できた)」、「多少参考になった」を合わせると、ほぼすべての参加者が参考になったと回答しており、「実務を行う上での疑問や不安が解消され、とても有意義」、「確認テストの難易度も適切だった」、「実務を通して誤りの多い事項、質疑の多い事項や、注意すべき事項等についての事例をより多く確認できるようにしてもらいたい」といった意見があった。
- ・ 令和4年度もアンケートを実施予定。

(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

○ これまでの取組

- ・ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うことと規定（同法第19条の30第1項第5号）。
- ・ これを踏まえ、当委員会では、これまでも政治資金監査の質の確保を図るため、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して、必要な指導及び助言を行ってきたところ。
- ・ これらに加え、更なる政治資金監査の質の向上を図るための取組の一つとして、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組を実施。

① 取組の概要

ア 経緯

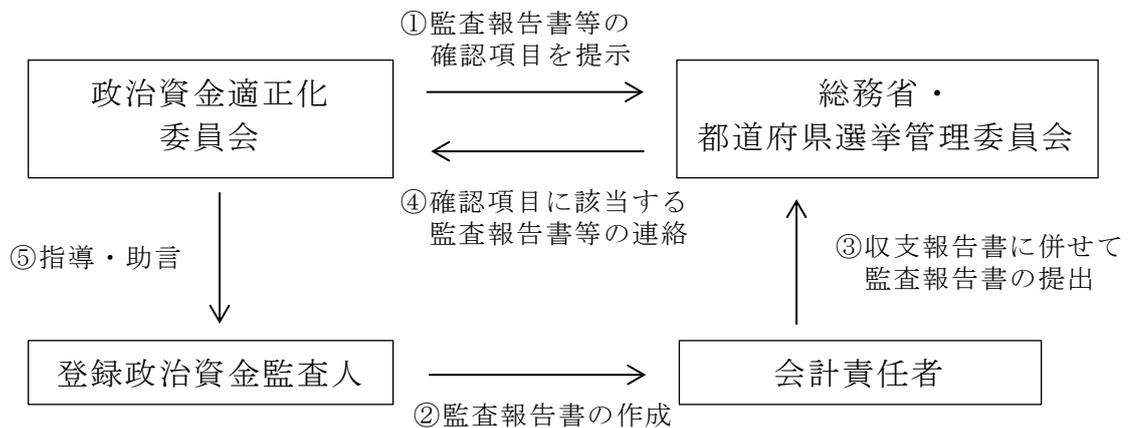
- ・ 平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組

及び検討状況についての取りまとめ」(第2期取りまとめ)において、政治資金監査に関する具体的な指針に定められた記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来政治資金監査の過程で指摘されるべき収支報告書の誤記等に関して、該当のあった登録政治資金監査人に対して個別に指導・助言を行うとの枠組みが示されたところ。

- これにより、委員会において具体的な検討が行われ、平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査から、都道府県選管等による確認項目に基づく確認・報告等に基づき、個別の指導・助言を行うこととしたところ。

イ 個別の指導・助言の取組の概要

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み(イメージ)>



- 取組の目的は、取組の結果を政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげることで、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、登録政治資金監査人に対する注意喚起を通して、政治資金監査のより適確な実施を図るもの。また、取組の結果、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務について、将来的には効率化が期待できるもの。
- 都道府県選管等に報告を求める範囲、個別の指導・助言の対象等については、以下のとおり。

	都道府県選管等に 報告を求める範囲	指導・助言の対象
<p style="text-align: center;">確認項目 (該当したら必ず報告することを都道府県選管等に求めたもの)</p>	<p>ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの 形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったもの</p> <p>イ 収支報告書(支出に係る分に限る。)上に金額の不整合があるもの 最初の受付時点で該当するもの</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成26年分から</u></p> <p style="text-align: center;">該当するものは全て対象とした。</p>
<p style="text-align: center;">確認項目以外 (任意報告)</p>	<p>ウ 個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるもの</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成27年分から</u></p> <p style="text-align: center;">委員会において個別に対応を判断。</p> <p>【対象とした例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し(領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。)の金額とで不整合があった。 ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった。(領収書等の写しの「年」の記載誤り) ・同一の登録政治資金監査人について、2か年連続で同一又は異なる事例の報告があった。 ・同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。 など

② 個別の指導・助言の実施（第5期）

ア 令和元年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

- 都道府県選管等からの報告のうち、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、該当のあった登録政治資金監査人に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施。
- 実施件数等の内訳は、以下のとおり。

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書に係るもの	4人	9件 (0.4%)
イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	25人	28件 (1.1%)
総計	29人	37件
純計	26人	34件 (1.3%)

(注)

- 上記の内訳は、令和元年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。
- 比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和元年分収支報告書（定期分）の件数（2,571件）}} \right)$$

イ 令和2年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

- 令和元年分の収支報告書（定期分）に係る取組と同様、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるもの等について、該当のあった登録政治資金監査人に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施。
- 実施件数等の内訳は、以下のとおり。

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書に係るもの	16人	33件 (1.3%)
イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	26人	32件 (1.2%)
総計	42人	65件
純計	37人	60件 (2.3%)

(注)

- ・上記の内訳は、令和2年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。
- ・比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和2年分収支報告書（定期分）の件数（2,622件）}} \right)$$

ウ 令和3年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施の決定

令和3年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても、引き続き政治資金監査の質の向上を図っていくため、本取組の継続を決定。

エ 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

個別の指導・助言の取組結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、委員会ホームページでの周知に加え、以下のとおり関係者に対して周知を図っているところ。

<取組結果の周知>

- i 登録政治資金監査人に対する周知
登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対する取組結果等の周知文書の送付。
- ii 関係士業団体に対する周知
会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼。
- iii 都道府県選管に対する周知
個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等。

iv フォローアップ研修における対応
主な逸脱事例等について、フォローアップ研修（実務向上研修）テキストで取り上げ、研修参加者に重点的に説明

オ 個別の指導・助言の対象となった者への研修受講の呼びかけ

令和元年分及び令和2年分の本取組において個別の指導・助言の対象となった者に対し、フォローアップ研修への参加を呼びかけたところ。

カ 都道府県選挙管理委員会に対するアンケートの実施

都道府県選挙管理委員会に対して、個別の指導・助言に係る事務の体制、報告事務要領のわかりやすさ、業務の事務負担、取組結果の活用状況等に係るアンケートを令和3年度に実施。

(表1) フォローアップ研修の実施状況

(単位：人)

○ 実務向上研修

年度	集合研修 実施回数	リモート研修 実施期間	参加者数			
				弁護士	公認会計士	税理士
平成22年度	10回		966	38	125	803
平成23年度	13回		1,142	41	163	938
平成24年度	16回		1,080	41	141	898
平成25年度	17回		1,197	34	180	983
平成26年度	17回		1,116	28	158	930
平成27年度	17回		1,034	33	152	849
平成28年度	17回		980	34	153	793
平成29年度	20回		1,133	30	184	919
平成30年度	21回		1,023	26	147	850
令和元年度	16回		759	26	117	616
令和2年度	0回	12月～3月	522	14	112	396
令和3年度	0回	12月～3月	510	11	108	391
令和4年度	2回	9月～1月	33	0	4	29
総計	166回		11,495	356	1,744	9,395

※1 フォローアップ研修(実務向上研修)(平成25年度まではフォローアップ説明会)は、平成22年度から実施。

※2 各年度3月末現在の数値(令和4年度は、令和4年8月末現在の数値)。

○ 再受講研修

(単位：人)

年度	集合研修 実施回数	リモート研修 実施期間	参加者数			
				弁護士	公認会計士	税理士
平成26年度	17回		287	3	54	230
平成27年度	17回		206	6	36	164
平成28年度	17回		200	6	33	161
平成29年度	19回		242	3	45	194
平成30年度	21回		155	2	24	129
令和元年度	16回		105	1	14	90
令和2年度	0回	12月～3月	140	4	38	98
令和3年度	0回	12月～3月	185	5	43	137
令和4年度	2回	9月～1月	6	0	0	6
総計	109回		1,526	30	287	1,209

※1 再受講研修は、平成26年度から実施。

※2 各年度3月末現在の数値(令和4年度は、令和4年8月末現在の数値)。

(表2) 実務向上研修受講経験者数の推移

(単位：人)

年 度	登録時研修 修了者数 A	フォローアップ研修 受講経験者数 B (B/A)	フォローアップ研修 未受講者数 C (C/A)
平成 25 年度	4,327	2,098 (48.5%)	2,229 (51.5%)
平成 26 年度	4,487	2,252 (50.2%)	2,235 (49.8%)
平成 27 年度	4,583	2,358 (51.5%)	2,225 (48.5%)
平成 28 年度	4,723	2,452 (51.9%)	2,271 (48.1%)
平成 29 年度	4,825	2,554 (52.9%)	2,271 (47.1%)
平成 30 年度	4,915	2,635 (53.6%)	2,280 (46.4%)
令和元年度	4,908	2,636 (53.7%)	2,272 (46.3%)
令和2年度	4,918	2,667 (54.2%)	2,251 (45.8%)
令和3年度	4,970	2,710 (54.5%)	2,260 (45.5%)
令和4年度	4,970	2,694 (54.2%)	2,276 (45.8%)

※1 各年度3月末現在の数値(令和4年度は、令和4年8月末現在の数値)。

※2 登録時研修修了者数は、登録抹消者を除いた数値。

※3 フォローアップ研修受講経験者数は、登録時研修を修了し、かつ、平成 22 年度から令和4年度までの間に、フォローアップ研修(実務向上研修)(平成 25 年度まではフォローアップ説明会)を一度でも受講したことのある者の数。

(表3) 実務向上研修参加者の実務経験状況

(単位：人)

年 度	参加者数	回答者数	うち実務経験あり	実務経験なし
平成 26 年度	1,116	891	551 (61.8%)	340 (38.2%)
平成 27 年度	1,034	836	491 (58.7%)	345 (41.3%)
平成 28 年度	980	801	491 (61.3%)	310 (38.7%)
平成 29 年度	1,133	892	530 (59.4%)	362 (40.6%)
平成 30 年度	1,023	790	492 (62.3%)	298 (37.7%)
令和元年度	759	588	353 (60.0%)	235 (40.0%)
令和2年度	522	517	296 (57.3%)	221 (42.7%)
令和3年度	568	509	284 (55.8%)	225 (44.2%)
令和4年度	36	36	17 (47.2%)	19 (52.8%)

※1 各年度3月末現在の数値(令和4年度は、令和4年8月末現在の数値)。

※2 「回答者数」は、各年度におけるフォローアップ研修の参加者アンケート中、実務向上研修の受講状況に関する項目に回答した者の総数。

※3 「実務経験あり」及び「実務経験なし」の数値は、上記「回答者数」のうち、それぞれ「これまで政治資金監査に携わったことがある」、「これまで政治資金監査に携わったことがない」と回答した者の数。

(表4) フォローアップ研修アンケート結果

○ 実務向上研修

年度	研修内容について			
	内容	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考にならなかった
平成26年度		73.8%	23.2%	3.0%
平成27年度		73.7%	24.3%	2.0%
平成28年度		78.3%	20.2%	1.5%
平成29年度		86.3%	13.3%	0.3%
平成30年度		86.7%	11.8%	1.5%
令和元年度		85.4%	13.4%	1.2%
令和2年度		85.5%	13.0%	1.5%
令和3年度	政治資金監査のポイント	66.4%	33.6%	0.0%
	政治資金監査の質の向上	63.3%	36.1%	0.6%
令和4年度	政治資金監査のポイント	—	—	—
	政治資金監査の質の向上	—	—	—

※ 令和3年度より、研修の議題に沿わせ、「政治資金監査のポイント」と「政治資金監査の質の向上について」に分けてアンケートを実施している。

(表4) フォローアップ研修アンケート結果 (続き)

○ 再受講研修

年度	研修内容について			
	内容	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考に ならなかった
平成26年度	/	80.5%	15.9%	3.6%
平成27年度		75.6%	24.4%	0.0%
平成28年度		71.8%	25.3%	2.9%
平成29年度		84.9%	15.1%	0.0%
平成30年度		71.9%	24.6%	3.5%
令和元年度		78.2%	19.5%	2.3%
令和2年度		73.1%	25.4%	1.5%
		よく理解できた	ある程度 理解できた	あまり 理解できなかった
令和3年度	政治資金規正法の あらまし	46.2%	53.8%	0.0%
	政治資金監査に 関する具体的な指針	46.2%	53.3%	0.5%
令和4年度	講義1	—	—	—
	講義2	—	—	—

※令和3年度より、研修の理解度を問う項目に変更し、あわせて、研修の議題に沿わせ「政治資金規正法のあらまし」と「政治資金監査に関する具体的な指針」に分けてアンケートを実施している。

※令和4年度より、研修の実態にあわせて、講義1、講義2に分けてアンケートを実施している。

【講義1】

- 政治資金規正法のあらまし
- 政治資金監査に関する具体的な指針
 - I 政治資金監査の目的
 - II 登録政治資金監査人
 - III 国会議員関係政治団体

【講義2】

- 政治資金監査に関する具体的な指針
 - IV 政治資金監査指針①一般監査指針
 - V 政治資金監査指針②個別監査指針
 - VI 政治資金監査指針③会計責任者等に対するヒアリング
 - VII 政治資金監査報告書
 - VIII その他の留意事項

(表5) 集合研修とリモート研修の理解度比較

○ 実務向上研修

年度	集合研修の方が理解度が高い	リモート研修の方が理解度が高い	どちらも同じ
令和2年度	112 (23.2%)	196 (40.7%)	174 (36.1%)
令和3年度	90 (19.1%)	301 (63.9%)	80 (17.0%)
令和4年度	— —	— —	— —

○ 再受講研修

年度	集合研修の方が理解度が高い	リモート研修の方が理解度が高い	どちらも同じ
令和2年度	35 (29.2%)	36 (30.0%)	49 (40.8%)
令和3年度	32 (19.4%)	102 (61.8%)	31 (18.8%)
令和4年度	— —	— —	— —